

目次

告示

○平成29年度北海道立学校教員採用候補者特別選考検査の実施について…………… 1

告 示

北海道教育委員会告示第54号

平成29年度北海道立学校教員採用候補者特別選考検査を次の要領により行う。

平成28年10月27日

北海道教育委員会教育長 柴田 達夫

平成29年度北海道立学校教員採用候補者特別選考検査実施要領

1 目的

この検査は、平成29年度北海道立学校教員の採用候補者を選考するために行うものです。

2 受検資格及び区分

(1) 地方公務員法第16条及び学校教育法第9条により、次のいずれかに該当する者は、受検できません。

ア 成年被後見人又は被保佐人

イ 禁錮以上の刑に処せられた者

ウ 教育職員免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者

エ 公務員として懲戒免職処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

オ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(2) 次に掲げる要件を満たすことが必要です。

要件 区分	教科 (科目)	受検資格 (所有教育職員免許状等)	生年月日
高等学校教諭	工業 (機械) 工業 (電気)	高等学校教諭の普通免許状 (工業) を有している者又は当該教諭普通免許状を有しない者で、次のいずれかの条件に該当するもの 1 技術士 (機械部門、電気電子部門) の資格を所有し、かつ、取得後の実務経験が3年以上 2 技術士補 (機械部門、電気電子部門) の資格を所有し、かつ、取得後の実務経験が8年以上	昭和32年4月2日以降に生まれた者
	看護	高等学校教諭の普通免許状 (看護) を有している者又は当該教諭普通免許状を有しない者で、看護師免許証を所有し、かつ、看護師、保健師又は助産師として3年以上業務に従事したもの	昭和32年4月2日以降に生まれた者
		特別支援学校 (盲学校、聾学校又は養護学校) 自立活動教諭1種免許状 (視覚障害教	

特別支援 学校教諭 自立活動 〔視覚障害 聴覚障害 肢体不自由〕	/	育、聴覚障害教育、肢体不自由教育のいずれか)を有している者又は当該教諭1種免許状を有しない者で、次のいずれかの条件に該当するもの 1 視覚障害生活訓練等指導者養成課程(1年前期課程)を修了し、又は視能訓練士資格を所有し、かつ、実務経験が3年以上のもの 2 言語聴覚士の資格を所有し、かつ、実務経験が3年以上のもの 3 理学療法士又は作業療法士の資格を所有し、かつ、実務経験が3年以上のもの	昭和32年4月2日以降に生まれた者
---	---	---	-------------------

- (注) 1 所有教育職員免許状は、平成29年3月31日までの取得見込みを含みます。
 2 日本国籍を有しない者は、任用の期限を付さない常勤講師に任用します。
 3 「教諭」には、上記2の常勤講師を含みます。
 4 高等学校(工業、看護)又は特別支援学校(盲学校、聾学校又は養護学校)自立活動教諭1種免許状(視覚障害教育、聴覚障害教育、肢体不自由教育のいずれか)を有しない者で、教科に関する専門的知識や技能(資格)を有するもの(以下「特別免許状の取得を前提とした受検者」という。)が登録になった場合は、北海道教育委員会が実施する特別免許状授与のための教育職員検定に合格し、特別免許状を取得することが必要です。特別免許状は、様々な分野において優れた知識や技術を有する社会人を、教員として迎え入れることにより、学校教育の多様性への対応や活性化を図ることを目的とし、北海道教育委員会が授与するものであり、北海道においてのみ効力を有します。
 5 次に掲げる者は、この検査を受けなければなりません。
 (1) 北海道教育委員会又は札幌市教育委員会の任命を受けた者で、次のいずれかに該当するもの
 ア 教員以外の職にある者(実習助手、寄宿舎指導員、事務職員等)で教員となることを希望するもの
 イ 養護教諭又は栄養教諭で教諭となることを希望するもの
 (2) 私立学校の教員又は道外の国立大学法人の設置する学校の教員若しくは道外の公立学校の教員で北海道の公立学校教員を希望するもの
 6 北海道教育委員会又は札幌市教育委員会の任命を受けた教員が、この検査を同じ職種で受検することはできません。

3 採用予定数

- (1) 高等学校教諭(工業(機械)) : 若干名
- (2) 高等学校教諭(工業(電気)) : 若干名
- (3) 高等学校教諭(看護) : 若干名
- (4) 特別支援学校教諭自立活動(視覚障害教育) : 1名
- (5) 特別支援学校教諭自立活動(聴覚障害教育) : 1名
- (6) 特別支援学校教諭自立活動(肢体不自由教育) : 1名

4 検査の方法及び内容

- (1) 適性検査(I)・(II)
- (2) 論文検査
800字以内
- (3) 個別面接検査
 ア 一般面接
 イ 模擬授業

5 検査期日及び日程

- (1) 平成28年12月3日(土)

12:15 ~ 12:45	受付(入室)
12:45 ~ 13:00	検査上の注意・連絡

13:00 ～ 13:50	適性検査（Ⅰ）
14:00 ～ 14:30	適性検査（Ⅱ）
14:45 ～ 15:45	論文検査

(2) 平成28年12月4日（日）

9:00 ～	個別面接検査	受検者ごとに別に指定する時間
--------	--------	----------------

(3) 遅刻・欠席の取扱い

ア 各検査において遅刻した場合は受検できませんので、時間を厳守してください。

イ 受検しなければならない検査項目を欠席した場合は、以降の検査は受検できません。

6 検査会場

札幌市中央区北3条西7丁目

道庁別館庁舎

7 出願の手続

(1) 出願書類

提出部数は1部です。

ア、イ及びカの書類については、様式を北海道教育委員会のホームページからダウンロードすることができます。北海道教育庁総務政策局教職員課でも配布します。

ア 願書
イ 自己推薦書
ウ 受検通知用はがき 通常はがきを使用すること。宛先欄に受検者本人の住所及び氏名を明記し、裏面は記入しないこと。
エ 結果通知用封筒 定形内封筒（長形3号）を使用すること。宛先欄に受検者本人の住所及び氏名を明記し、92円切手を貼ること。
オ 証明機関の発行する資格（技能）証明書（開封無効）又は資格（技能）を証明できる書類の写し（特別免許状の取得を前提とした受検者に限る。）
カ 職歴証明書（特別免許状の取得を前提とした受検者に限る。）

(2) 出願書類の受付期間

提出方法	受付期間	備考
持参する場合	平成28年10月27日（木）から11月16日（水）まで	9時から17時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
郵送する場合	平成28年10月27日（木）から11月16日（水）消印のものまで有効	「簡易書留」扱いとしてください。

(注) 1 受付期間終了後に提出された出願書類や提出出願書類に不備があるものは受け付けません。

また、受理した出願書類は返却しません。

2 出願書類に虚偽の記載があった場合は、受検の対象から除かれることがあります。

3 郵送する場合にあつては、メール便等の託送では受け付けません。

(3) 出願書類の提出先

北海道教育庁総務政策局教職員課

〒060-8544 札幌市中央区北3条西7丁目 道庁別館7階

(4) 受検通知用はがきの交付等

受検通知用はがきは、平成28年11月28日（月）までに到着するよう交付します。同日までに到着しない場合は、願書の提出先に問い合わせてください。

(5) その他

身体に障がいがある方については、点字や拡大文字受検、手話によるコミュニケーションなど、障がいに応じた配慮を行い、支障なく受検できるよう努めています。

検査会場において配慮を必要とする方は、出願時に願書の「障がい者に係る配慮希望事項」欄に記入するとともに、願書の提出先に連絡してください。

8 当日の携行品及び留意事項

(1) 携行品

ア 受検通知用はがき

イ 筆記用具（論文検査及び適性検査用にHBの鉛筆とプラスチック製消しゴムを含む。）

(2) 留意事項

- ア 検査会場は、禁煙です。
- イ ゴミは、各自で持ち帰ってください。
- ウ 検査会場及びその周辺には、駐車場がありません。自家用車、バイク等は駐車できませんので、公共交通機関（電車、バス等）を利用してください。
- エ 携帯電話等通信機能を有する電子機器の検査時間中の使用を禁止します。
- オ 不正が明らかになった場合は、その者の検査を中止します。

9 選考結果の通知

- (1) 採用候補者名簿に登録する者については、平成28年12月26日（月）に、北海道教育委員会のホームページにおいて、受検区分、受検教科（科目）ごとに受検番号を掲載します。

なお、結果通知については、同日に採用候補者名簿に登録する者としいない者に区分して本人へ発送します。

- (2) 受検しなければならない検査項目を欠席した場合は合否判定の対象となりませんので、選考結果は通知しません。

10 登録及び採用の方法

(1) 登録の方法

- ア 登録は、原則、2の受検区分のとおりとします。
- イ 採用候補者名簿の有効期限は、原則として平成30年4月1日です。
なお、国内外の大学院に進学する場合は、本人の申出により登録期間を1年間延長することができます。

(2) 採用の方法

- ア 採用は、登録者の中から、平成29年4月から平成30年4月までの間において欠員が生じたときに行います。登録が直ちに採用を意味するものではありません。
- イ 採用に当たっては、健康判定審査を受けることが必要です。
- ウ 特別免許状の取得を前提とした受検者は、登録後に教育職員検定に合格し、特別免許状の授与を受けることが必要です。
- エ 教育職員免許状所有者で、教員免許更新制の実施に伴う修了確認期限が平成29年3月31日までとされているものは、確認期限までに免許状更新講習を受講・修了し、免許管理者に対して申請を行い、修了確認を受けることが必要です。
- オ 採用候補者名簿の有効期限内に次の事項に該当する場合は、名簿から削除します。
 - (ア) 平成29年3月31日までに受検教科の免許状を取得できない場合
 - (イ) 正当な理由なく勤務地を限定した場合
 - (ウ) 選考を受ける資格を欠いていることが明らかとなった場合
 - (エ) 受検又は採用時の提出書類等に虚偽の記載があったり、教員としてふさわしくない事実が明らかになった場合

11 その他

- (1) 出願後に改姓した場合や連絡先等の記載事項に変更が生じた場合は、速やかに連絡してください。
- (2) 出願書類提出後、記載内容や提出書類の確認のために電話連絡する場合がありますので、願書には確実に連絡が取れる電話番号を記入してください。
- (3) この検査に関する問合せ先は、次のとおりです。

〒060-8544

札幌市中央区北3条西7丁目 道庁別館7階
北海道教育庁総務政策局教職員課小中学校人事グループ
TEL 011-204-5726